

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する  
条例の一部を改正する条例の制定についての要旨

### 1 改正経緯

富士見都市計画下水道事業の事業計画変更による認可区域の拡張に伴い、富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例第3条の規定により、新たに負担区（第四負担区）を設定するもの。

### 2 改正内容

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

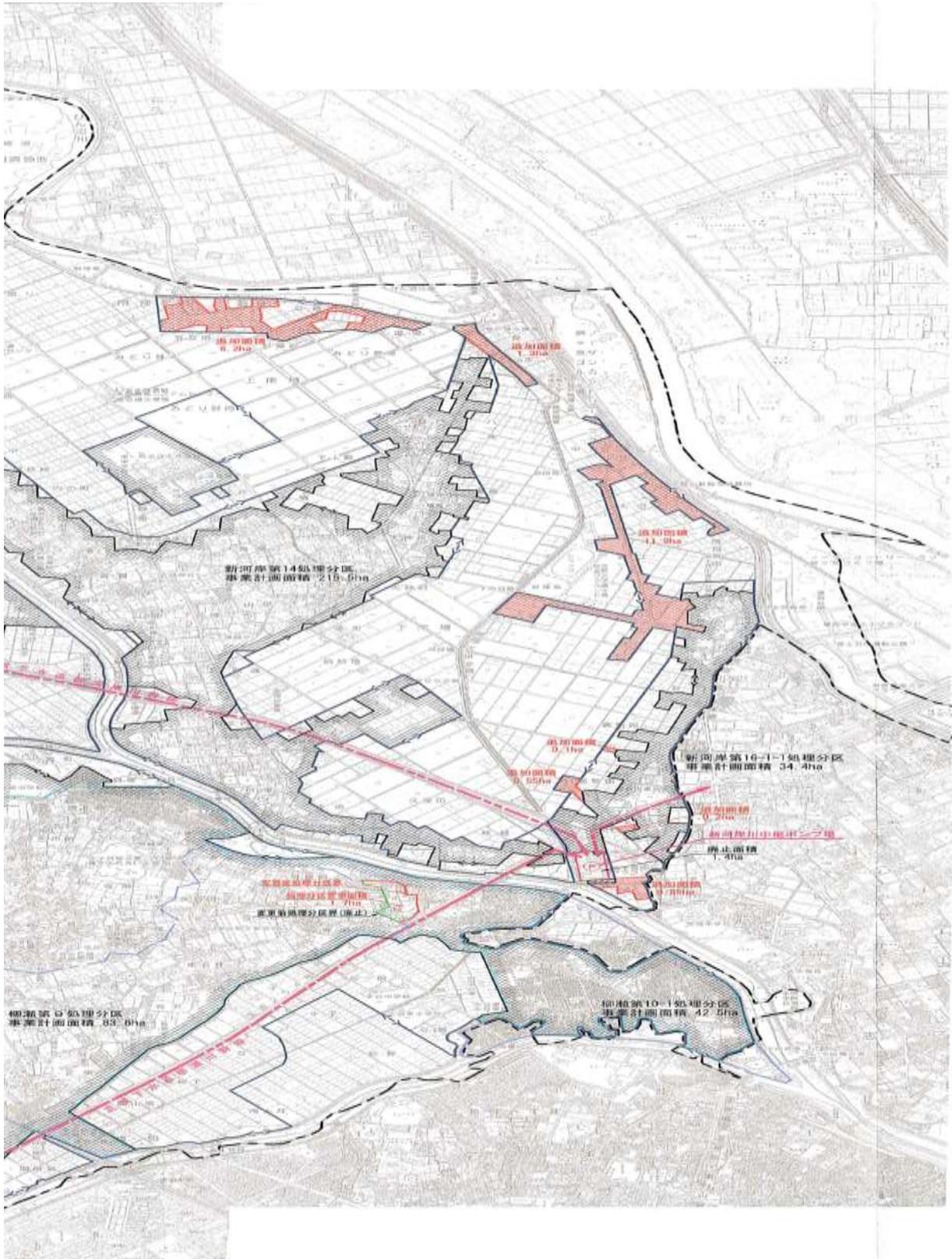
別表に次のように加える。

第四負担区	大字水子字北袋の一部 大字東大久保字砂原の一部 大字上南畑字五反田、同字砂原前、同字堤根、同字鞍掛、同字上沼の各一部 大字下南畑字沼口、同字新道、同字柳堤、同字谷中、同字前新田、同字乗越、同字葭原の各一部 大字南畑新田字砂原、同字登戸、同字中丸、同字大沼、同字尻永の各一部	21.1ヘクタール	1平方メートル当たり510円
-------	--	-----------	----------------

### 3 施行日

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 4 区域図 特定環境保全公共下水道（第四負担区）



富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年条例第5号）新旧対照表

別表（第3条関係）

新

負担区の名称	区域	面積	単位負担金額
第一負担区	(略)	(略)	(略)
第二負担区	(略)	(略)	(略)
第三負担区	(略)	(略)	(略)
第四負担区	大字水子字北袋の一部 大字東大久保字砂原の一部 大字上南畑字五反田、同字砂原前、同字堤根、同字鞍掛、同字上沼の各一部 大字下南畑字沼口、同字新道、同字柳堤、同字谷中、同字前新田、同字乗越、同字葭原の各一部 大字南畑新田字砂原、同字登戸、同字中丸、同字大沼、同字尻永の各一部	21.1ヘクタール	1平方メートル当たり510円

旧

負担区の名称	区域	面積	単位負担金額
第一負担区	(略)	(略)	(略)
第二負担区	(略)	(略)	(略)
第三負担区	(略)	(略)	(略)